

享保期鴻池家の分家制度

安岡 重明

一 はしがき

この史料紹介は、前稿「享保期鴻池別家の自分家業制度」(同志社商学、第一七巻第一号、一九六五年七月)の続編であり、享保期の鴻池家における分家の処遇を主とした家制度史料の紹介である。

原史料の形態を尊重して、史料一点ごとにひとまとめに紹介することにしているが、ここで紹介する史料を人名ごとに整理すると、つぎのとおりである。

鴻池松之助

後見の依頼一札(正徳三年六月)

鴻池松之助への存念書(正徳六年六月)(史料略)

権合銀合方箋の前書(享保四年正月)

鴻池新六

新六へ申渡ス覚書(享保元年八月)

謹取申渡子之支(享保十一年十二月)

鴻池又四郎

鴻池又四郎への存念書(享保元年八月)

又四郎方権合銀前書(享保四年十一月)

娘その仕入銀前書(享保四年十一月)

娘そへ仕入銀前書(享保四年十一月)

善右衛門娘はい

名付銀帳面前書(享保四年十一月)

善右衛門養子善八

元手銀帳面前書(享保五年正月)

善右衛門娘伊代

名付銀帳面前書(享保五年正月)

鴻池新十郎

家督仕分ケの扣(享保十一年九月)

右の人名についてかんだんに説明を加える。

鴻池松之助 始祖新六幸元の三男(善右衛門は八男)又右衛門の後裔であつて、又右衛門家の相続人。(宮本又次「鴻池善

右衛門」三八頁以下参照)

鴻池新六 善右衛門家三代宗利(宗誠)の次男で庶子。のち分

家をたてる。のち五郎兵衛。「園沢ノ名跡ヲ継和五郎祖也、系

図別ニ出ス、三反中養子也、享保十八丑年二月二十九日卒」(鴻

池善右衛門家宗譜系図による。以下同じ)

鴻池又四郎 善右衛門家三代宗利の三男。「後又左衛門、実

泉州堺日野屋七左衛門五男宗誠、養順津世（注、三代宗利の四女）ト娶セ一家ヲ別ツ、惣右衛門、惣太郎ノ元祖也、復翁宗古居士、宝曆四成年二月六日卒」

又四郎娘添 のち、五代目善右衛門宗貞の室となる。寛保二
成年八月二十八日卒。

はい（頃または信） 四代善右衛門宗貞の三女、早世、秋吉宮
清童女、享保七寅年九月十日卒。

善八（始也） 後善左衛門、落髮常誠、宗寛、安心常誠
士、天朔四辰年正月二十九日卒、実山中大郎右衛門道順子也、

宗羽（主、四代宗貞の養子）ノ養子トシテ嫡女伊代ト交セ分家ヲ
立ル、善五郎祖也、系圖別ニ出ス」

伊代 四代宗貞の長女、五代宗益ノ姉、宝曆七丑年十一月十
一日卒。

鴻池新十郎 鴻池新九郎の子、鴻池又右衛門方へ養子にゆ
き、松之助の弟となる。

以下の史料において「」内は筆者の補足であり、傍点も同
様である。

二 史料および解説

〔一〕 鴻池松之助殿幼年ニ付一家中々後見之儀御頼ニ付請合
（包紙）ハ故一家中々之一札壹枚

正徳三癸巳六月十一日

一札之事

一此度鴻池又右衛門病死被致、子息松之助家督相続被致、然

共未幼年ニ付後見之儀各々我、共々御頼申ハ他御承引被成
、此後各御了簡次第御指図被成、家致相続ハ様ニ頼入、
若各後見被成、内如何様之差支出来共、又者松之介家来之
内如何様之儀有之共、少茂各へ申分無之、宗寛者我共
立立可及相談、鴻池庄九郎義又右衛門信父ニ付松之助後
見可相頼也、惠林心底ニ応シ不申ニ付、相頼不申、其段
義共同届申、夫故連判差除申、為後日一札仍而如件
正徳三癸巳年六月十一日

鴻池屋松之助代

忠兵衛

鴻池屋 庄左衛門

鴻池屋 道卜

同 新九郎

竹屋 又市

竹屋 宗左衛門

鴻池屋 惠林

同 鴻池屋 喜右衛門殿

同 善右衛門殿

〔二〕 鴻池松之助殿へ喜右衛門存念書下書

（表紙）正徳六丙申六月廿八日

鴻池又四郎江喜右衛門存念書下書
享保元年丙申八月五日

(表紙裏端) 松之介

(宮本文次「鴻池善右衛門家の家訓について」(国民経
済雜誌、一一〇巻三号、昭和三十九年、に全文紹介さ
れているので、ここでは略す)

又四郎

我等存念之通左ニ書付渡り間、此紙面折、被致披見、而用イ可
被申い、此外貴殿家内之格式申談置、通ニ可被致い事

〔第一条〕

一御先祖様方御忌日不怠、廻向可被致い事

〔第二条〕

一寛峰喜雲大姉御忌日、毎月出家衆老人呼育可被相勤い、勿論
御年忌ニハ大切ニ弔可被申い事

但貴殿家督嫡子へ譲り渡被申、嫡子之代ニ成、ハ、毎月
之齊ハ相止メ毎年当ル月日ニ齊可被相勤、尚貴殿ハ隨
分念頃ニ弔可被申、事

〔第三条〕

一篤峰了信居士、覚窓智信大姉御齊、毎月上町屋敷ニ而相勤、
間、貴殿不怠被參、廻向可被致い、尤寺へも無懈怠參詣可被
致い事

〔第四条〕

一貴殿へ譲い家督、首尾能相統被致、嫡子へ目出定談ノ様ニ可
被致い、常々貴殿身持宜被致、聊おこりかましき事不被致、
諸事柄つゝしみ可被申い、万一貴殿不行跡之生テ有之、ハハ

家相統難成ノ条、随分方端相噲可被申い、若後々ニ至い而も
不行跡之儀有之、時ハ、我等儀者勿論善右衛門方儀絶ノ様
ニと常々、善右衛門手代共迄も申渡置い、少茂油断被致間敷い
事

〔第五条〕

一貴殿方近時雨齋商売見世出し、時、かさ高成ル儀ハ取組被致
間敷い、無油断承合、而利廻し之儀專ニ可被致い事

〔第六条〕

一貴殿身上之儀不限何事ニ、一存ニ而片付被申間敷い、万端本
家江被致相談、而善右衛門方之差図次第ニ可被致い、貴殿へ
譲い家督ハ、善右衛門家督之内より仕分ケ、而取立儀ニ、
得ハ、未、迄本家より之差図相背被申間敷い、尤貴殿子孫へ右
之段被申送後、迄遠乱無之様ニ可被致い、善右衛門方も未
々迄大切ニ申談、貴殿方首尾能相統任、様ニ致い得と常々、申
聞せ置い条、互ニ可被申談い事

〔第七条〕

一貴殿方勘定之儀我等存命之内者承届、我等果、後ハ善右衛
門ニ承届ノ様ニと申置い、未々迄左様ニ可被相心得、事

〔第八条〕

一貴殿家督相統人たとへ嫡子たりとも不行跡者ニ、ハハ、其者
ハ追込置、而次男へ譲り相統可有之い、尤実子無之、ハ、養
子致、而或共兎角不行跡之者ハ、譲り被申ましく、事

〔第九条〕

一悪所へ被參、こも時々之遊興ニ被致、過分之金銀を費ノ事可
為無用い、迄云々等恥などニなすミ、而ハおのつから家相統之
妨ニ罷成、此等之儀随分相噲可被申い事

〔第十条〕(換約)
一 貴殿家内世牒方諸事問役相守、万事志まつ仕、様ニ手代共下
々迄も度々可被申付申事

〔第十一条〕

一 兼々申渡、通本家内外用向大切ニ可被相勤申、不依何事に善
右衛門及相談申ハ、無底意申談、勿論支配の手代共ハ茂諸
事被致相談、末々迄本家之儀厚恩慮可被致、並新六事常々悪
敷儀有之ハは少事たりとも異見加へ、末々迄無隔心可被申談
申、尤新六へも相応之家督讓置申條、成人之上是又首尾能致
相續ノ様ニ可被申談申事

茂右衛門池太郎右衛門、天王寺三兵衛、淺沼松之介其外一

家中へ礼儀、被申置致申事

右之通致等存念認置申、此外相續之為宜キ儀者各被申合々而
相勤可被申申、莫角幾久善右衛門方互ニ可被申談申、本家へ
対シ貴殿子孫迄随分相うやまい、少も本家之儀鹿抹ニ被致聞
敷申、親貴取へ対シ本家方万々一疎薄之品有之々々而も、貴
殿方よりハ其儀ニ不恭、相うやまい大切ニ可被致申、左々へ
ハ間柄よろしく謹成、外島突變互ニ珍重不造申、善右衛門、
新六方と末々迄無誤違被申談、并追日被致察昌々様ニと願申
事ニ々、依而存寄書付渡々老也

享保元丙申年八月五日

〔説明〕(一)の鴻池松之助の後見は関する一札は、善右衛
門家が又右衛門家の相続および家業の運営方針について、いろ
いろの指示を行った根拠を示している。すなわち又右衛門病死

後松之助が幼少であつて、後見人が必要となり、喜右衛門(三
代宗利)および善右衛門(四代宗貞)が後見を委託された。前稿
「享保期鴻池別家の自分家業制度」で紹介した享保十二年正月
「(一)に又右衛門方手代中江諸用向役割、自分家業其外申渡シ之
旨」が善右衛門家に保管されており、しかも、又右衛門家の運
営方針がここで指示されているのも、正徳三年の後見役の引受
けにもとづくものであることはあきらかである。

〔二〕の前半「鴻池松之助致へ喜右衛門存念書下書」は、こ
こでは全文省略したが、松之助が又右衛門家を相続した場合に
心得るべき諸点を指示したものであつて、法曹、交際、家督相
続の心得、家督仕わけ、家業、借金、家産、土統、手代の地
遇、算用、手代との善議、遊興などにわたつて、諸注意を与え
ている。ここで貰かれてゐるのは、もっぱら家の維持の観点で
あり、「相続人不行跡之爲ハたとへ血縁之爲ニたりとも追込じ」
(第三条)といつてゐる。家督仕わけにわたつては、「何分本家
體成様(第三条)という原則が示され、營業についても、年采
行つてゐる管傳業(全宗利通シ)のほかにやりたいことができた
場合には、一族や手代共と相談の上で行うよつに指示してい
る。徳用之目をつければ、必ず遺失があるという考え方からま
ゞてゐるのである(第三条)。この点は、第六条で一層明確に表明
されている。諸内ごとは無用であり、たしかな利廻しだけ行
え、といひ、さらに貴殿が内内を行えば、家来の者まで商売氣
を出し、自分内などをやつて「家の名を出シ申出來は」こ
とも起りうるから、必ず内内ごとは無用に致さるべし、といつ

ているのである。奉公人が商内を遙して自立していくことを忘れているとみられる。手代の処遇は、信賞必罰をもってし、しかも、彼らと十分相談の上業務を行おうといっている（第十一三条）。

又四郎への存存書は、調子においてはほげ松之助へのそれと同じである。ただ、松之助とちがって、又四郎家は善右衛門家自身の分家であるから、又四郎に対しては本家への従属を明白に規定している。すなわち、万端善右衛門家の指図をうけ、末々にいたるまで本家よりの指図に背いてはならない（第六条）。勘定についても、善右衛門家の「承届」を命じている（第七条）。承届とは、帳簿の点検とその承認とを意味しているようである。末尾では、たとえ本家が疎んずる様子をみせても、頓着なく本家を大切にたてるように命じているのである。

〔三〕（表紙）新六へ申渡し惣手代中へ渡す書付下書

上書

新六江申渡ス覚書

覚

〔第一条〕

「新六事妾服ニハハ何方へ成共養子ニ遣シ可申と存込居申ハ得とも、愚妻、善右衛門、又四郎始手代中遣而悪入致養育ハ様ニと被申ハ付難致止存ハ而幼少より我等方へ呼寄置ハ、最早十三才ニ成ハ故、今日善右衛門見世へ家来並ニ動させ可申と引越遣申ハ、諸事奉公人同前各々も可被申談ハ、則新

六勤方之儀左ニ書付申ハ

〔第一条〕

「善右衛門申付ハ儀、万事大切ニ可相勤ハ事

〔第三条〕

「御屋敷方町方江用事有之ハハ、不限何事ニ見世之子共同前ニ

手代中差図次第念を入相勤可申ハ、勿論於見世ニ用事或者茶

多葉粉末之用共精出し相勤可申ハ事

〔第四条〕

「衣類ハ綿服ニ而相勤可申ハ事

〔第五条〕

「隠居江毎月式日之外五日目ノニ參可申ハ、其外猥ニ參申間

敷ハ事

〔第六条〕

「善右衛門方奥江常ニ參ノ事可為無用ハ、式日ニハ是迄之通相

勤可申ハ事

〔第七条〕

「学文手習算学之儀随分情出シ可申ハ事

〔第八条〕

「朝夕食事只今迄ハ又四郎一所ニ給させハ得とも家来並之事ニ

ハハハ、向後者手代中と一所ニ而給可申ハ、尤視儀事料理有

之ハ節ハ別宅手代中と一座ニ可致ハ事

右之通新六江申付ハ間、我等善右衛門方追而差免ハ迄ハ各々右之趣ニ急度相勤ハ様ニ可被申談ハ、尤右之外ニも新六儀引下ケハ而相勤ハ、儀者少も無遠慮ハ、各了簡を以可被申談ハ、右申通妾服末子之儀ニハハ、只今之内右之通相勤させハ儀、後、ニ至家法ニも相成ハ事、第一新六為ニ宜ハ付兼ハ之存念故、此度改申付ハ、然ル上ハ各より新六ハ対シ少も無遠慮万端異見加ハ、

何分ニも人なりは様ニ可被致し、勿論新六儀引下ケ何角被申談
ノ事聊以我等方ヘ茂遠慮有之聞敷也、後□之為ニ、ヘハ左様之
訳遠慮被致ノ事、神以無用之筋ニ存也、各々異見加ヘ、而も新
六身持不埒之儀有之ハ、早速可被申聞、我等儀ハ不及申善
右衛門も致儀絶追出し可申也、為其改申渡ノ所如件

享保元丙申年八月五日

山中喜右衛門書判
手代中

(四) 請取申銀子之支

一銀三百貫目者

但為元手銀御渡被下し、此利銀ヲ以世貯并諸雜用作廻仕、

毎歲勘定仕立本家 可申届事

一同貳百貫目者

但此銀子者各別ニ利廻シ仕歳々元利共銀高如何程成也共各

別ニ仕置、私子共成人之時相応ニ仕分ケ相談也様ニ可仕

分、是又毎歲本家江勘定可申届夏

一同拾五貫目者

但權合為元銀ト御渡シ被下し、毎歲利廻シ仕、利分之内手

代共、定之通割方仕名付置、末々無別案相勸別宅致さセ

也節、元手銀之内江相加江相渡し可申也支

三口合五百拾五貫目也

外ニ

一掛屋舖 一ヶ所

但尼崎町貳丁目

一茶湯道具品々 帳面之通

一諸道具夜具衣類 品々

一家具并世跡道具諸色帳面之通

一別宅婚禮之節端物祝儀銀

右之通今度私義家督御渡シ被下しニ付御渡被下、儘請取申所実

正ニ、居宅屋敷普請結構ニ出来此入用銀成過分之銀高御払被

下重疊雖有奉存也、兼、被仰付ノ通、随分諸事相暗、首尾能相

続可仕也、万一行跡ニ而家督相統雖仕様ニ成行也共、少茂御

願ケ間敷儀申上聞舖也、仍而請取如件

鴻池新六郎

享保十一丙午極月吉日

山中喜右衛門様

本家 善右衛門様

同 善左衛門様

同 又四郎様

手代家申

(三)は、新六が十三才になったので、見世(店)へ出し、奉

公人なみの勤務をするよう命じたとき、新六および手代中に対

して与えた注意である。隠居宗利へ五日目ごとに面接すること

のほか、一・二をのぞいて、すべて奉公人と同じ待遇をなし、

遠慮なくこきつかい、意見するよう、手代たちに命じている。

新六が庶子であるだけに、いっそう厳しいつけを課したので

ある。

〔四〕は、この新六が、享保十一年十二月、元手銀を与えられ、分家として自立したときの財産分与の状況を示す証文である。

興味ぶかいは、計銀五一五貫目の分与額が、元手銀三〇〇貫目、子供仕分け銀二〇〇貫目、催合銀一五貫からなり、運用の基本点がはっきりと規定されていることである。元手銀三〇〇貫目は、その利銀で世帯および諸雑用を賄うためのものであり、仕分け元銀二〇〇貫目は新六の子供に譲る準備銀であり、これも利廻しに投ぜられ、利殖することになっている。重要なことは、第一に、両方の銀高の運用を毎年、本家へ報告し、監督を受けることが規定されていることである。第二に、新六が多額の元手銀を分与されて分家を立てたといっても、銀三〇〇貫目の利息収入で生計を営むことを許されたという程度の実質内容であることである。ここでは明白に書かれていないが、鴻池松之助の場合よりも一層強く、商内ごとは禁ぜられていたであろう。ここでは新六が利子生活者になることが、当然のことのように、さりげなく書かれている点に、注意を払うべきである。第三に、新六家の相続にあてられた銀高の比率がきわめて高いことである。事業の発展よりも、家の存続に重点がおかれているのである。催合銀については、すでに「享保期における商家奉公人の性格」(同志社大学人文科学研究所、社会科学、一巻、一九六五年)においてのべたし、本稿でも後述する。

〔五〕

(表 紙)

松之助手前分	鴻池又右衛門方江新十郎
催合銀合力銀之扣	養子ニ仕、家督仕分け
又四郎方催合銀前書之扣	之扣
又四郎娘その縁組極りゆニ付仕入銀遣い前書之写	
又四郎娘そへ仕入銀遣い前書之写	
善右衛門養子善八元手銀遣い帳面前書之写	
善右衛門娘伊代名付銀帳面前書之写	善右衛門娘はい名付銀帳面前書之ひかへ

〔五ノ一〕 定

松之助儀未幼年、其上両親無之、兄弟衆無數、へハ、縦成人之上ニ而も吾人之思慮ニ而ハ手代中之儀心付も薄ク相成ゆ而ハ、畢竟家之為ニ成不申ゆ故、去ル成年我等差圖ヲ以、不意之徳用有之ゆ付、其内左之銀高各別ニ引除、則催合銀と名付、利廻ニ致、毎年利銀之内割符致シ、手代中へ差遣可申ゆ、無恙相動申ゆ而自分之渡世被致ゆ節之為ニ相成、様ニ致度、如此帳面相極置ゆ、左ニ書記、道、後々迄無違交相擱可被申ゆ、勿論右割符銀ハ少分之儀ニ、へハ此分ニ不限、実躰ニ相動被申ゆ上ハ、無恙相統罷成、様ニ松之助方ニ可申付ゆ条、常々実儀ヲ以大切ニ相動可被申ゆ、我等儀後見致ゆ事ニ、へハ、不寄何事、松之助

家之為宜様ニ致度、依之右存念之通、此度相定申渡ひ者也

〔第一条〕 一新銀三拾貫目 元銀松之助方ニ請込置

此利銀壹ケ年ニ三貫目也

但毎年十一月ニ松之助方ハ相渡ヒ

尤壹月ハ不様

〔第二条〕

一右利銀之内手代者人前ニ壹ケ年ニ新銀貳百三拾ツ割符可差遣

〔第三条〕

一右相渡ヒ割符銀、此帳面手代中銀、各前之座毎年付記置、自分之渡世被致シ様ニ申渡ヒ節、一度ニ可程渡ヒ、尤尋公相勤被申ヒ内、何程無抛入用之節ヒ而も、末々之為ニ定置シ事故、当分之儀ニハ不相渡ヒ間、其旨可被相心得シ事

〔第四条〕

一右割符銀年數置り銀高ニ成ルと目も、比分ハモ不致、毎年割符之分ハニケ一更ニ可程渡ヒ事

〔第五条〕

一召使之子共成人之上元取仕ハハ、其壹年ハ右割符銀可差遣

〔第六条〕

一新參之手代召抱ヒ而諸人等相統ヒハ、其型毎ハ右割符可差遣

〔第七条〕

一右利銀三貫目之内ニ而手代中割符銀引残ル分ハ、松之助方當座帳ニ付置可被申ヒ、此後手代中ハ別宅申付ヒ節何角調物代ニ右残り銀ヲ以相払可申ヒ、勿論残り銀ニ而不足仕ハハ、如

何程ニ而も松之助方ハ相払可申ヒ事

〔第八条〕

一手代中ハ割符之銀子も毎年其銀高を松之助方ニ壹帳ニ備合銀として付置可被申ヒ、自分渡世被致シ節、此帳面ヲ以可相渡

事

〔第九条〕

一此帳面庄左衛門、半右衛門支配仕、委細念ヲ入、記置可被申

事、今後ニ迄、番頭之面ニ支配可被致シ事

右之通此度我等存念ニ付、申渡ヒ、手代中相統之為宜儀ハ猶、

松之助ハ可申談ヒ高、訂定シ付松之助家之為ニ宜様ニ相勤可

被申ヒ、尤松之助方用向登儀、自分渡世被致シ節ハ、右割符銀

差遣不申ヒ、為其帳面ニ書置シ事也

享保四己亥年正月吉日

山中松之助 辰

〔五十一〕 定

松之助家柄之儀ニ付、諸方ハ金銀合方之無心中來シ節、相定之儀ハ差遣シ様ニ有之レ得ルハ、左方ニも悦ビ而、自然ニ家之為ニ

も成り可申ヒ、然ル上ハ對御先祖ニ、松之助孝行ニも相成可申

儀ニ存ル處、去年我等差圖ヲ以、不意之繼用有之レ付、右之内

分新銀三拾貫目各別ニ差除致利廻、此利銀之内ハ此後年、合方

之類ニ差遣シ様ニ可然後と我等存念ニ付、此帳面書記之儀ニ

〔第一条〕

一新銀三拾貫目 元銀松之助方ニ請込利廻

此利銀毎年十二月申ニ可被算用

〔第二條〕

一諸方又ハ親類并出入之面、ハ金銀合力致具ノ様ニ申來ノ節、相談之上差遣、ハ、相極ノハ、右利銀之内ノ時、相談ノ道遣シ可被申事

但何方ニよらず年々相極、而合力仕ノ儀ハ可為無用、或ハ別宅手代へ遣い世鉢料其外扶持方給米之類ハ、右利銀之内ノハ遣シ被申間敷事

〔第三條〕

一親類之内万一身躰不如意ニ而、合力致シ遣シ不申、而ハ難成衆中有之、ハ、或ハ五年七年と年数を限り、右利銀之内ノ差遣シ可被申事

右之通此度相定置の間、向後合力之類ハ右利銀之内ノ差遣可被申、雖然ルト無筋者共へ狼ニ合力仕ノ儀、可為無用、且又近キ親類中ノ無抛入用之筋有之、とて、金銀無心之儀申來、共、兼々申談ノ通、松之助へ御先祖ノ讓請ノ家督、末代無恙相純ノ様ニ常々願被申上ハ、勵々之無心之品承届ケ及相談、而ハ、お乃づから松之助家之為ニ惡敷有之、其上間柄之不和ニ相成、ハ金銀之事ヲ殆りものニ、間、無余儀事ニ被容れ共、菟角近キ一類より之無心事ハ一切断可被申入、右合力之筋ハ善根之道理ニも相成、左ノ得ハ家之為ニ、條、左様之筋ハ時々合力被致、而宜儀と我等存念ニ付、如斯各別ニ銀子差除ケ帳面ニ相定置、後々迄無違麥此通りニ相捌可被申、為其仍如件

享保四己亥正月吉日

山中松之助殿

手代ノ中

山中 喜右衛門 判

〔五三〕 定

今 橋 分

手代中末、為相統相成ノ様ニ致度、此度催合銀と名付、銀高八拾貫目各別ニ致シ利廻シ、毎年右利銀ヲ各ハ割符差遣シ可申、少分之儀ニ、ハ共、後々迄之為ニハ故、心付申渡、尤実躰ニ相勤被申上ハ、末々迄首尾能渡世相統被致ノ様ニ可申付、追々別宅申付、自分之渡世も被致ノ様ニ有之ハ得ハ、外聞実儀互ニ大慶不遇の間、左様ニ成行ノ様ニ弥以大切ニ相勤可被申、右割符之任用左ニ書記申間、末々迄此通相捌可被申事

〔第一條〕

一新銀八拾貫目 但元銀此方ハ請込置
此利月巻歩之定也、毎年十一月申ニ可相渡

〔第二條〕

一右利銀之内手代菅人前ニ、巻ケ年ニ新銀式百匁ツ、割符可差遣
事

〔第三條〕

一毎年右割符銀、此帳面手代中名前之座ニ付記置、自分之渡世被致ノ筋可相渡、尤年数重リ銀高ニ成共、此分ハ不致利廻シ割符銀高ニ上ケ一度ニ可相渡ノ事

〔第四條〕

一右割符銀手代中奉公相勤被申内、何程無抛入用有之共、右申渡、末々之為ニ定置ノ故、当分之儀ニハ不相渡の間、其段可被相心得

〔第五條〕

一召使之子共成人之上元服仕ハ、其翌年方右割符銀差遣ノ事

〔第六條〕

一新參之手代召抱、可請人等相極、ハ、其翌年方右割符銀可差遣ノ事

〔第七條〕

一右割符銀毎年銀高を見世本帳之入ニ付置可被申、手代中自
分渡世被致し節、此帳面ヲ以可相渡し事

〔第八條〕

一右利銀之内手代中割符銀引残ル分ハ、是又本帳入ニ付置可被
申、其分ハ此後手代中別宅申付し節、何角調物代ニ相加へ
可申し事

〔第九條〕

一手代中奉公差免、自分之渡世被致し節ハ、右之割符銀遣シ不
申し事

右之通此度申渡し、尤兼申渡し難、無惑相勤致申上ハ、
末、首尾能相讓被致ノ様ニ可申付し節、此方家之為意様ニ相審
心ヲ付相勤可被申、勿論右權合銀後、迄遷委無之趣、依如件
享保四己亥年二月吉日

山中善右衛門判

手代中

〔五一四〕 定

此度為合力銀、新銀五拾貫目毎年致利廻シル而、此利銀之内
年、諸方江合力仕仕様ニ致度、此帳面ニ委細書記定置し事

〔第一條〕

一新銀五拾貫目 元銀此方へ諸込致利廻し
此利銀毎年十一月中ニ可致算用し

〔第二條〕

一諸方又ハ親類之内并出入之面、金銀合方致シ、差ニ申來し
節、相談之上差遣申、埒ニ相極ノハ、右利銀之内ノ時、諸談

之通遣シ可申し事

但何方ニ寄らす年々相極ノ而合力仕仕儀ハ可為無用、
或ハ別宅手代へ差遣ノ世躰料其外扶持方給米等之類
ハ、右利銀之内ノ遣シ不申し事

〔第三條〕

一親類之内万一身躰不如意ニ而合力致遣シ難ハ難成家中有之
シハ、相談之上、或ハ五七年と年數を限り、右利銀之内
差遣シ可申し事

右之通此度相定置し間、向後合力之類ハ右利銀之内ノ差遣シ可
申、雖然ト無筋之もの共ハ狼合力仕仕儀、可為無用、且
又近キ親類中ノ無親入用之筋有之いとて金銀無心之儀申來ノハ、
兼、申渡し難、御先祖ノ御趣意ヲ用イ何方へも断可申
入、右合力筋ハ相成之儀相送りノハ、先方にも悦び可、異
善根之道理ニも相成可申し間、左様之節ハ時々合力致度存念ニ
付、如此各別ニ銀子差遣テ致、利廻シ帳面相定置し、後々ニ至
迄無違變、此通相遣可被申、為其依如件
享保四己亥二月吉日

山中善右衛門判

山中善右衛門殿

〔五一五〕 鴻池又臣江借合銀前替置之下書

定

又四郎手代中、末、相續相成り様ニ致シ度、權合銀と名付、銀
高拾貫目此度又四郎ニ相渡、各別ニ利廻シ致シ、毎年右利銀を
各江割符指遣シ可申、小分之數ニ得共、後々迄之為に相放、

心付申渡い、尤寒鉢ニ相勤被申い者ハ、末、迄首尾能渡世相統被致い様に、又四郎ヲ可申付い、時節到来別宅申付、自分之渡世哀被致い様在之い得者、外聞実義互ニ大慶不過之い間、左様ニ成行い様に弥以大切ニ相勤可被申い、右割符之任用左ニ書記申い間、末、迄此通相捌可被申い。

〔第一条〕 但此度各別ニ又四郎江相渡
元銀同人江請込置

此利月壹分之定也、毎年十一月中ニ可相渡い

〔第二条〕 右利銀之内手代者人前ニ一ケ年ニ新銀貳百目ツ、割符可差遣

事

〔第三条〕

毎年右割符銀、此帳面手代中名前之座に付記置、自分之渡世被致い節可相渡い、尤年数重り銀高ニ成行い共、利廻し不致、割符銀高ベ上ケ、一度ニ可相渡い支

〔第四条〕

右割符銀手代中奉公相勤被申い内、何程無抛入用在之い共、右申渡い通、末、之為ニ定置い事故、当分之義ニ者不相渡い間、其段可被相心得い事

〔第五条〕

召使之子共成人之上元服仕、ハ、其翌年右割符銀可差遣い事
一新参之手代召抱い而請人等相極い者、其翌年右割符銀可差遣事

〔第六条〕

右割符銀、毎年銀高を見世覚帳之入ニ付置可被申い、手代中自分之渡世被致い節、此帳面を以可相渡い事

〔第七条〕

右利銀之内手代中割符銀引、相残ル分者は見世之覚帳之入ニ付置可被申い、其分者此後手代中別宅申付い節、何歟調物代ニ相加江可申い事

〔第八条〕

手代中奉公差免し自分之渡世被致い節者、右割符銀遣シ不申い事

右之通此度申渡い、無恙相勤被申い上者、末、首尾能相統被致い様ニ可申付い、勿論右權合銀後、迄違変無之事

〔第九条〕

手代中勤方宜敷人者、前書之外ニ為褒美、名付銀遣シい様ニ又四郎江申談置い、其銀を同人手前ニ而利廻シ致シ遣シ、毎年算用致シ、同人方ニ預り置答ニ定置申い、実義を以、家之為に罷成い勤方と存込いもの江ハ、折々褒美致シ、前書之通ニ致シ遣シ、末、自分之家業致シい様に申渡い節、相渡可申い、菟角年

越重寒鉢之勤方ニ而無之いハ、而者妻成もたせかたく、自分ニ引取い様ニと申渡義難成い、時節到来不致いハ、而者申渡シ難成い、又四郎ハ申渡ス迄者、無退屈奉公厚存込可被相勤い事

〔第十条〕

一ケ様ニ申渡、褒美銀又四郎ハ致シい而も、悪心差出シ勤方不
宜段見届い上者、名付銀取戻シ義絶致ス義ニ在之い間、兼々
其心持ニ而家之為に罷成い義了簡被致、実之勤方專一と被存
い事

〔第十一条〕

褒美銀之事、官後官之無差別、菟角勤方宜敷方江相送り
い、縦先官之者と置い共、其もの不心底之様子見届いハ差

扣、後官之もの衷義を以相勤めハ、其もの江褒美差遣シル様に、又四郎江申談い冬、其旨能、被致恩慮、名、勤方仕向次第ハ、常、其心入被致、はげミを出シ、諸事氣を付、衷義之勤肝要ハ、其勤より褒美銀之嚴重可在之ハ、其段を相考、恨を差狭ミ被申間敷事

前書之催合銀、名付銀之趣、常、厚ク被致了簡、又四郎家之為に宜敷様に、朝暮相互ニ心を付、被致恩慮、はげミを出シ、衷義之勤肝要之趣、可為本望者也

享保四己亥十一月吉日

鴻池右衛門

鴻池又四郎殿

手代 中

前書催合銀、名付銀之御趣意一々致承知り條、催合銀割万年、帳面之座ニ書記置可申、名付銀実辨相勤めものニ考、折々褒美銀成各付際、利廻シ遣シ可申、無窮條相勤めものハ自分之家業申渡り所、一所に相渡シ、相統致シル様ニ可申付所、無違交無之ハ、仍如件

享保四己亥年十一月吉日

鴻池又四郎

手代 中

〔五一六〕 又四郎娘その縁組極りハ、付仕入銀遣い帳面前書

之手

定

一新銀三拾貫目也

右銀高此度その縁組相極りハ、付、仕入諸入用ニ差遣申、婚札之節迄利廻シ可被申、四五年茂仕ハ、段、用意可有之ハ、左ハ、仕入之払銀可在之ハ、婚札之節迄又四郎方取替置シニ致置、婚札以後、前書之銀高利廻シ致シル分ニ可、諸入用相取可被申、荷物相送りハ、節々為數銀新銀或拾貫目差遣シ可申、手道具衣服夜具數銀婚札之節宛儀諸入用、右婚札迄之利廻シ銀ニ不足仕ハ、又四郎方銀子差加江可被申、若入用余リハ、先達ニその江遣置ハ小遣銀之内江差加江、利廻シ致シ遣シ、末、迄利銀を小遣ニ遣シ可被申、生死之義へ難知ものハ、万一その不仕合之も在之ハ、此方に右銀高取戻シ申、為其書記置者也

享保四年己亥十一月吉日

鴻池右衛門

鴻池又四郎殿

〔五一七〕 又四郎娘添添縁組極りハ、仕入銀ニ遣い帳面前書之

之手

定

一新銀三拾貫目

右銀高此度添添指遣申、婚成方江利廻シ致シ、末、縁組及相極りハ、仕入諸入用ニ可被致、追而縁組及相極りハ、段々用意可有之ハ、左ハ、仕入之払銀も可有之ハ、婚札之節

迄又四郎方取替借置、婚礼以後前書之銀高利廻シ致分ニ而、諸入用払可被申、荷物相送り節、為敷銀新銀式拾貫目指添遣シ可被申、手道具衣服夜具敷銀婚礼之節祝儀銀諸入用、右婚礼迄之利廻シ銀ニ而不足仕ハ、又四郎方銀子指加被申、若入用余リハ、先達而添江遣置、小遣銀之内江指加、致利廻シ遣、末、迄利銀を小遣ニ遣可被申、生死之儀ハ難知者ニ、万一添不仕合之儀も有之ハ、此方江右銀高取もとし申、為其書記置者也

享保四己亥年十一月吉日

鴻池喜右衛門

鴻池又四郎殿

〔五一八〕 善右衛門娘倍元手銀仕入銀差遣ハ帳面之写

定

一新銀百三拾貫目

右銀高此度倍江差遣申、髓成方江利廻シ致シ遣シ、末、鴻池又四郎嫡子四郎三郎と縁組相極メ、時節来リ節、娶せ可被申、婚礼前段之用意も可在之、左ハ、仕入払銀可在之、手道具衣服夜具婚礼之節祝儀銀諸入用ニ可被致、大分之銀高ニ得、仕入銀を払余リ多ク可在之、残り銀者為敷銀差遣被申、又ハ余リ銀ニ而相応之敷銀差遣シ、相残ル分ハ倍長面各別ニ誦置、善右衛門世話ニ而利廻シ致シ遣シ、其銀倍倍子共ニ相応ニ善右衛門、倍心次第ニ差遣ハ様ニ成共、菟角末、了簡之上、宜方江致シ遣シ可被申、先達而倍出生之節遣ハ銀

子分、善右衛門方ニ而利廻シ致シ遣シ、利銀之内倍入用ほとツ、相渡シ、残ル利銀ハ元江加江利廻シ致シ遣可被申、幾久孫子之末迄繁昌願申御事ニ、善右衛門思慮厚ク被致、宜様ニ可被致、為其書記置者也

享保四己亥年十一月吉日

同 喜右衛門

鴻池善右衛門殿

〔五一九〕 善右衛門養子善八元手銀差遣ハ帳面之写

定

一新銀千貫目也

右之銀高、此度善右衛門養子善八元手銀ニ名付置、右之内五百貫目ハ善右衛門方蔵ニ預リ置、残ル五百貫目髓成方江利廻シ致シ、善八名前之帳ニ委細記置可被申、善八成人之上此度永遠シ、今橋式丁目けたや町東南角之屋敷普請仕、娘伊代と娶せ可被申、尤善右衛門始支配之手代中、金銀之差ぐり之義心を付、不審之義も在之ハ、無遠慮可被申、後、迄店落シ勘定合、右面見届ケ可被申、万一善八不行跡之義在之ハ、善右衛門始別宅支配之手代中、無遠慮意見を加江、鎖リハ様ニ可被致、幾度申聞せ、而も得心無之上ハ、善右衛門義絶致シ、実父鴻池太郎右衛門方江指戻シ可被申、太郎右衛門夫婦共兼、其段申設置、善八生立宜、幾久孫子末、迄繁昌願申より外無之、善右衛門思慮厚ク被致、宜様ニ可被致、為其書記置者也

享保五庚子年正月

鴻池善右衛門殿
喜右衛門判

〔五十一〕 善右衛門娘伊代江名付銀帳面之前書写

定

一新銀五百貫目也

右銀高此度伊代江差遣シ申也、雖感方江利廻シ致シ遣シ、時節来り申節、善右衛門養子善八と娘伊代と發付申也、婿礼ニ付同敷用意も可左之申也、廿入諸道具衣履夜具便袋銀等、右銀高之内分利廻可被申也、六分之銀高ニ得ハ仕入銀を払い余り多ク在之、其分伊代裏面各別ニ讀付、善右衛門世話ニ而利廻致シ遣、其銀を伊代子共ニ相応ニ善右衛門、伊代心次第指遣ノ様ニ可被致シ、荳角末ノ了節之上、宜儀ニ致シ遣可被申也、伊代小遣銀ハ出生之差遣遣ハ銀子之分、善右衛門方ニ而利廻シ致シ遣、利廻之内伊代小遣入用程ツ、総渡シ可被申也、幾久孩子之末迄繁昌願申事ニ、善右衛門恩恵厚ク被致、宜儀ニ可被致シ、其其書記置者也

享保五庚子年正月

鴻池善右衛門殿
喜右衛門判

〔五十一〕 鴻池又右衛門方江新十郎養子ニ被致ハ障元手銀

申談ノ帳面之前書之拍

覚

一同名又右衛門儀常ノ病身ニ相見ヘ申ニ付、兼而寄居申比遣、同名新九郎実子新十郎儀、從御先祖正統之血數ニ故、養子ニ(一)もらい、又右衛門弟ニ相立置ノハ、弥家柄厚ク可左之段、何(二)程談之上、則新十郎儀養子ニ被致ハ処実正ニ、依之又右衛門家督之内分此度銀子百貫目除ケ置、格別ニ此帳面ニ記、新十郎(三)名前ニシテ利廻シ仕、此銀子新十郎二十才ニ相成ノ時ハ、凡六百貫目程ニ相成可申ノ事、此内ニ而新十郎居宅相応之家屋敷相求善請等仕、其外諸色道具悉ク相調、残銀元手銀ニ仕、格別ニ新十郎家督相続在之様ニ為今後各相談上、加此仕分ケ置ノ者也
享保十一丙午九月吉日 鴻池善右衛門判

鴻池又右衛門殿
同 一類中
同 手段中

〔説明〕 〔五十一〕 鴻池家之筋に於テ、鴻池善右衛門家(実質的には三代宗利)より、預合銀制度の創設を指示した文書である。預合銀制度については、あとでまとめて整理するが、ここで一点だけ注意しておくこと、昨成年(享保三年)に善右衛門家よりの指図によつて「不慮之徳用」があったから、その徳用の一部で預合銀を設けよ、といい、又右衛門家本来の財産の運用の仕方を指示するようにならざる形をさけていることである。又右衛門家の主体性を重んじた形をとっていることは、後述の又四郎家の場合とまったく異っている。

〔五一二〕これは、松之助(又右衛門)家に合力銀の設定を示した文書である。新銀三〇貫目を元銀とし、金銀合力の無心があつた場合、その利銀で賄うように説いている。合力する場合も、かなりきびしい考慮をなすように指示している。第三条で規定している親類への合力と後文で「近キ一類より之無心事ハ一切断可被申入ル」とは矛盾するが、第三条の規定をこえた合力、貸付を禁じているものであろう。

〔五一三〕この「定」は「今橋分」とあり、善右衛門家の催合銀規定である。これについては、くわしい紹介をなしたことがあるので(前掲「享保期における商家奉公人の性格」、ここでは説明を略す。

〔五一四〕これは、善右衛門家の合力銀の定めである。この規定は松之助家のそれとほぼ同じである。元銀高が五〇貫目であること以外には、さしたる相違はない。合力銀の規定で注目をひくのは、筋の通つた無心であるならば、一定限度の合力をなすことが、「先方ニも悦び而自然と家之為ニも成り可申ル」といつており(松之助家の定)、ある合理的な考慮が働いていることである。

〔五一五〕は、四代宗貞の姉津世の婿として入家した又四郎家の催合銀規定である。元銀高が一〇貫と少額であるのは、経営規模、手代致ともに、善右衛門家、又右衛門家よりもちいさかつたことを物語っている。

催合銀の規定のあとに、褒美銀(名付銀)の規定があり、勤方よき手代には、催合銀のほかに、時々褒美銀を与え、それを又

四郎家で利廻し、手代が自分家業する際、その元利を与える、ただし、いったん与えた褒美銀もその後の勤方が悪ければ没収する、と規定されている(第九十一一条)。

〔五一六〕〔五十七〕は、又四郎の娘のおよび添の縁組がきまつたときに宗利(喜右衛門)が与えた仕入銀の定めである。おのおのの新銀を三〇貫目ずつ与え、これを婚礼まで利廻しする。婚礼までに要する費用は又四郎が立てかえ支払う。婚礼後、仕入銀で諸入用を支払い、残額があれば、すでに与えてある小遣銀に加え、これを利廻し、この利銀を結婚した娘の小遣にあてる。万一、娘が死亡した場合は、小遣銀は喜右衛門方へ回収する。なおそのほか「荷物相送り節」に「敷銀」として新銀二〇貫目を差しそえ遣す、といっている。敷銀とは持参金のことであろうか。ここで明瞭なことは、又四郎の娘の結婚入用のすべてを、祖父の宗利が賄っていることである。又四郎が支出するのは、仕入銀元利が不足した場合、その不足分だけである。小遣銀まで祖父が与え、孫娘が死亡した場合には、小遣銀は祖父に回収されることになっている。このことは、たとえ、又四郎家が養子分家であつたとはいへ、家としての主体性をもつていなかったことを示している。

〔五一八〕四代善右衛門宗貞の娘倍(咽)の場合は、「元手銀差遣い帳面之写」と前書があり、新銀一三〇貫目は、元手銀・仕入銀にあたるものであろう。ここで紹介している文書で仕入銀とは、婚礼諸費用を賄う資金という意味に使われている。倍の場合、この一三〇貫目には仕入銀だけではなく、敷金あるいは

結婚後の利廻し資金も加えられているので、「元手銀仕入銀」という表現がとられているのであろう。倍には出生のとき、一定の銀高が与えられ、善右衛門のもとで利廻しされており、これがさきの小遣銀にあたるものと思われる。

〔五十一〕善八は、四代宗貞の長女であり五代宗益の姉の伊代の婿になり、分家をした。新銀千貫目を元手銀として与えられたが、六三〇〇貫は善右衛門方の蔵に預り、残りの五〇〇貫目で利廻しすることになっている。「元手銀ニ名付置」とあるように、善八名儀の財産が右の形でできたのであって、右の財産を善八が独自の判断で運用できたことを意味するのではない。「善八成人之上此度永遣し」とあるが、善右衛門はじめ、支配の手代中が不審をもては、いつでも「忠告」することができたし、帳簿の検査も「後々迄」行ったのである。

〔五十二〕宗貞の長女伊代への名付銀の分与も、昔よりも銀高は大きい。倍の割合で同額をもちつ一年えられた。

〔五十三〕善八は又右衛門家の養子をしていた關係上、又右衛門(松之助)が病身であったのふ心配し、鴻池新九郎の次子新十郎を又右衛門の養子とし、その弟に仕立てたときの処置を示している。このとき又右衛門家の財産のうち、銀一〇〇貫目を新十郎名儀で利廻しすることを定めている。この一〇〇貫目を新十郎二十才になったときには、六〇〇貫目になり、一家をたてる資金となると計算しているのである。

三 若干の考察

以上において、享保前期における鴻池家の分家關係史料を綴じた。一部分を除いて、文意は明確であるから、あえて解説をつける必要もないと思うが、私としては、これら全文書を貫通している当時の鴻池家の精神ともいべきものについて、いろいろの整理をこころみておきたい。

松之助、又四郎への存念書(二)、新六への財産分与(四)で宗利が指示し、要請しているのは、経営の基本線を「利廻し」におけ、ということである。又四郎、新六に宛てては善右衛門家からの指揮が直接に行なわれたため、この点を文書上、明確に表現していないが、松之助が成人すれば直接指揮することができなかつた又右衛門家に対しては、かえってこの点を明確に要請している。当主四人の才覚の發揮は、刃造とみられており、管内は禁ざられ、金銀利廻し一のものに何かやりたいたことがあれば、親類はじめ手代共に相談するよう親濁されている。このことは、分家・別家になしたのみ加えられた規制ではなく、善右衛門家の享保八年の家意にも、表明せられている。儲けのある事業には必ず損失が伴う、という考え方である。享保四年には宗利は五十三才であり、初代正成、二代之宗の事業をみ、自らの二十数年の体験を通して得た結論が、ここにもうれていると考えてよい。そして家を安定的に存続させるには、個人を滅却してでも、利貸業に徹し、その埒外に出るべきではない、と考えたのである。むしろ利貸業による経営の再生産に

は、当主個人の才覚は、むしろ害悪とまで考えているかにみえる。

宗利は、ここでみられるように分家のみならず、別家制度に關しても、周到な方策を講じており、善右衛門家を中心とした金融同族団を組織化したことはすでに指摘したところであるが〔前掲的資本の変質過程〕同志社商学、第一三巻五号、一九六二年）、彼の組織者としての周到さは、これら分別家關係文書によくあらわれている。宗利の経営觀の貫徹によつて、鴻池家の保守化は、享保期以降決定的となつたが、この処置によつて鴻池家は百年の安定を得ることができたのである。

宗利の保守的計畫性を端的にあらわしているのが、催合銀・合力銀・仕入銀の制度であらう。

利貸業への純化によつて、不時の利徳が生ずる可能性はなくなるから、不時の出費も極力さげねばならない。そのため、考えうる一切の出費は、あらかじめ準備銀を設け、その利息で出費を賄う方法を組織的に採用した。

奉公人の自分家業にあつての財産分与については催合銀が設けられ、合力という臨時支出についてさえも、一定の元本を設定してその利息で合力するように定めていた。いま善右衛門家、又右衛門家、又四郎家の催合銀の主要項目を整理すると、下表の通りである。

各家の制度はまったく同じ原則に立っている。ちがうのは利銀が善右衛門、又四郎家では月一步であるのに對し、又右衛門家では年一割でやや低いことだけである。手代一人当りの割合

催合銀・合力銀規定の要點

	主要項目	松之助家	善右衛門家	又四郎家
催合銀	元銀高(新銀)	30貫目	80貫目	10貫目
	利割符(新銀)	年3貫目	月1歩	月1歩
合力銀	割符(新銀)	200目	200目	200目
	符(新銀)	元服の翌年	元服の翌年	元服の翌年
合力銀	符(新銀)	雇用	雇用	雇用
	符(新銀)	座帳	見世帳	見世帳
合力銀	利銀	当座	見世	見世
	不払	向差	公差	公差
合力銀	銀高美銀規定	30貫目(別あり)	80貫目(別あり)	なし

注 1. 新六家の催合銀は銀 15 貫目、本史料〔四〕を参照。

額は年二〇〇目、子供の場合は元服の翌年から、新参手代の場合は雇用の翌年から割符され、利息はつけない。割符銀は右の利銀でもってなされるが、残額がある場合には当座帳本帳、覚帳等の入に記載され、別宅

仕入銀・小遣銀の要点

人 名	仕入銀高	残り銀	小遣銀	敷 銀	死亡の場合
又四郎娘その 〃 添	30貫目 30〃	小遣銀に加える 同上	利銀を小遣とする 同上	20貫目 20貫目	小遣銀回収 同上
善右衛門娘信 〃 伊代	130〃 500〃	敷銀又は利廻 格別に仕廻	同上 同上		子供に与える 同上

の際「調物代」に加える。割符銀は別宅の自分家業の際に与えるが、免職した場合には与えない。褒美銀(名付銀)の場合も、この点は同じであつて、最後まで手代を忠実に奉公させる物質的条件となつている。

つぎに、仕入銀についてみる。

これまた娘たちの幼年より、結婚資金として一定銀高の元銀を設定し、婚礼入用に備えたものであつて、起りうべき事態について、かんなながらきわめて明確な規定を行なつてゐる。善右衛門娘二人、又四郎娘二人に対する仕入銀、元手銀の分与の史料は、直接に経営方針などを示する史料ではない。しかし、これらの銀高の処理の仕方にも、利貸業の精神が貫徹していることを容易によみとることができらるであらう。善右衛門娘の場合と、又四郎娘の場合とをくらべて注意をひく点は、善右衛門娘の名付銀(または元手銀)の利

息で結婚後の娘の小遣を賄うことは、又四郎娘の場合と同じであるが、娘が死亡したときにはその子供に与えることになつているのに、又四郎娘の小遣銀は娘が死亡した場合には、善右衛門(宗利)の方へ回収されることになつてゐることである。分家の孫娘の結婚後までに、本家の経済的関与が継続し、分家当主の三次性がほとんどまったく喪われてゐることは、享保以降の分家経営の自立性がきわめて低度であつた(前掲「前期的資本の发育(途程)」参照)ことと、相応するものである。

最後にもう一つ気づいたことをべておくと、享保期の分家・別家関係の史料を逐じて、本家は彼らに対して「不大形」たることを必ず要求してゐることである。地味に質素にとは、しばしば家憲の説くところではあるが、鴻池家の場合は、商売事さえも大形の範疇にこめられてゐるようである(松之助への存念書)。そして「頭主登済および商品流通に、もつぱら金融間面からのみ関与することこそ「不大形」であつた。当時の商人階級の筆頭にのしあがりつた鴻池家にとっては「町人考見録」にえがかれた初期の両替商の豪奢のはての没落や、淀屋の關所は、もつとも示唆的な教訓であつたにちがひない。利徳の多いことには誤失が伴うという経験的な教訓以外に、所詮、幕藩制の格外にできることのできなかつた前期的資本の一つの姿勢を示すものであらう。かくして、鴻池家にとっては、利息こそ経営の絶対的条件となるのであるが、十八世紀後半から起りはじめた金融構造の変化——金融逼迫にもかかわらず利率が低下するという金融構造の変化(たとえば、安高「江戸中期の大

阪における取引組織〔一〕同志社商学、第一六卷五号、一九六五年）は、享保以降の鴻池家の経営方針を確定した宗利のあまり知らぬところであった。（一九六五年九月十三日）

〔付記〕 鴻池善右衛門家の家憲については、有賀喜左衛門「鴻池家の家憲」（野村博士選暦記念論文集『封建制と資本制』昭和三十一年刊）、宮本又次「鴻池善右衛門家の家訓について」（国民経済雑誌、第一一〇巻三号、「昭和三十九年」）、宮本又次「鴻池善右衛門家の『家定記録覚』」（大阪大学経済学、第一四卷三・四号、昭和四十年）、宮本又次「鴻池善右衛門家の『宗誠家訓』その他」（大阪大学経済学、第十五卷一号、昭和四十年）を参照されたい。また鴻池家の別家経営の分析として、あらたに川上雅「幕末期鴻池別家経営の構造——安政五年義印『大福帳』の分析——」（近畿大学、商経学叢、二八号、一九六五年）が加えられた。参照していただきたい。